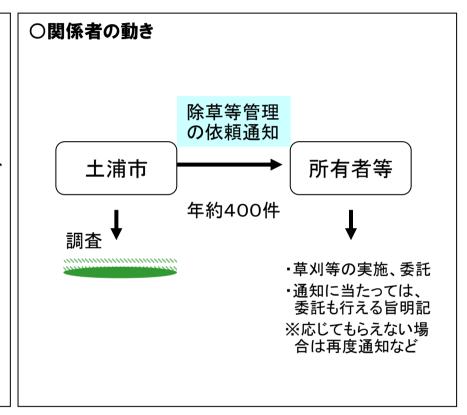
# 国土の国民的経営 参考事例

国土交通省 国土計画局 総合計画課

## ■条例を契機として空き地の管理を推進 【茨城県土浦市】

## 〇概要

- ・土浦市では、ごみのない美しくさわやかな環境の形成を目指し、平成6年に 土浦市さわやか環境条例を制定
- ・条例の中で、「空き地の美化」に関する事項を位置づけ、所有者等が空き 地の適正な管理に努めることを明記するとともに、不良状態等の場合には、 市長が勧告・命令を行うことができることとなっている
- ・また、やむを得ない事情により不良状態の改善を自ら実施できない場合は、 市長に改善を委託することができるとしている
- ・さらに、命令に従わない場合には、5万円以下の罰金を課すことができることとされている。
- ・条例に基づく勧告を出すよりも前に勧告の前段階で管理の依頼を所有者等に通知することにより対応。(年約400件程度)また、通知の際には、委託による方法も取れることを明記。この場合、市が持ち主から委託料を受け取った上で事業を発注する。委託料については、市と業者の間で単価契約を結ぶ。遠方に住む所有者等の場合、そこまでやらないとやってもらえないと考えている。
- ・応じてもらえない場合は再度通知を行う。所有者等のモラルに頼るのが現 状であり、通知が啓発になればとの考え



- ・条例で、所有者の責務を明確化
- ・空き地の管理者(所有者等)に対して市長が直接、適切な管理の実施を呼びかけ
- ・所有者が直接管理を行うことができない場合、所有者から委託を受け(所有者が委託料を支払う)、市が草刈等の管理を実施

## ■農業委員会を中心とした取組による耕作放棄地対策(山梨県山梨市)

## ○概要

- ・山梨市では、毎年1月に市内7カ所で開催される移動農業委員会により、 遊休農地現地確認調査を実施している。
- ・その結果、19haの遊休農地が山間地に集中し、その原因が農業従事者の 高齢化・後継者不足であることが判明したため、農地流動化推進員の活動 を強化した。
- ・遊休農地所有者144名に対し、遊休農地改善通知と併せて遊休農地改善意向調査を実施し、貸付希望の農地について、農地流動化推進員が認定 農業者を中心に借り手を掘り起こして集積した。
- ・市は遊休農地解消に向け、平成10年度から市単事業により、遊休農地の借り手に対して10万円/10aの基盤整備補助金の交付を実施している。

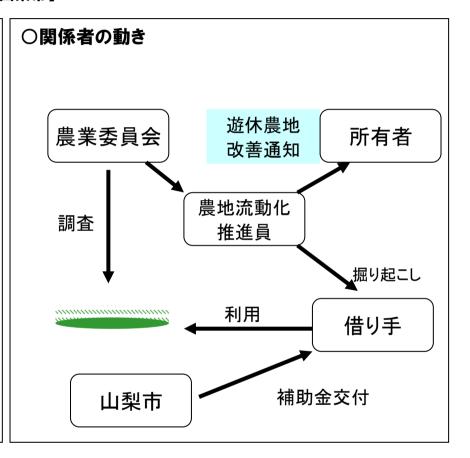
・耕作放棄地解消事例集(農林水産省)より





解消前

解消後



- ・農業委員会が遊休農地を現地確認し、分布図を作成して分析。
- ・農地流動化推進員が遊休農地所有者に対して改善通知。
- ・所有者に貸付希望のある遊休農地は農地流動化推進員が借り手を掘り起こして集積、借り手には基盤整備補助金の交付。

## ■地域の活動としての農地等の管理【群馬県みどり市】

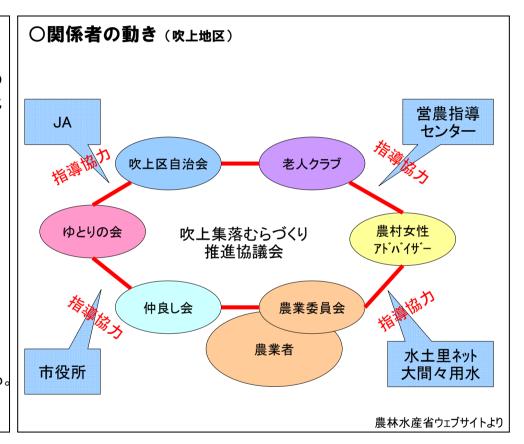
## ○概要

- ・農地、水路、農道等の保全管理は、農業生産のみならず農村環境の 保全にも寄与しているが、農村地域における過疎化・高齢化・混住化 に伴い集落機能が低下し、地域共同による保全管理体制の脆弱化 が進行している。
- ・国においては、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地等の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進することとしている。

#### <具体的取組事例>

群馬県みどり市吹上地区では、農業者の高齢化による遊休農地が増加、また混住化の進行により農地、水路等の保全に支障を来していたが、一部の遊休農地にひまわりを作付けたところ、周辺住民の関心が徐々に高まり、100戸を超える地域住民全体に活動の輪が広がった。地域住民参加の取組は水路や農道の保全にも広がっている。

農林水産省ウェブサイトより



- ・農家のみならず、非農家も含んだ集落全体としての取組で農地等を保全
- ・景観作物の作付が農業者以外の関心を引き、農地のみならず水路、農道等の保全活動への参加まで広がっている。

## ■集落間協定の締結により農地の共同管理を促進 【新潟県柏崎市】

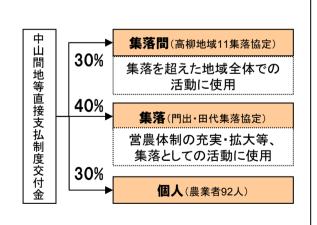
### 〇概要

農業生産の維持を通じて、中山間地域等の農業・農村の有する多面的機能の確保を図るため、平成12年度より「中山間地等直接支払制度」が導入されている。

本制度は平成17年度より新制度に更新され、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を一層促進する主旨から、交付単価に段階区分を設定する等、各集落協定の新たな取り組みを促している。

旧制度時から集落協定を隣接する2集落で締結していた新潟県柏崎市の門出・田代集落協定(協定面積:田39.1ha、畑3.1ha、計42.2ha、平成17年度交付金732万円)では、交付金を「個人3:集落4:集落間3」の割合で配分し、地域全体で農地を維持・管理する資金を捻出している。

また、旧制度時には農道・水路の補修・改良など生産 基盤の整備を中心に行って きたが、新制度の施行にあたり、集落・市・JA・普及指導 センターで協議した結果、平成17年度からは、旧来から 実施してきた取組に加え、機 械の共同利用・共同作業の 充実といった営農体制の整 備に重点を置くこととなった。



### ○関係者の動き~集落・集落間等、広域での営農体制強化

#### 【集落間協定により、地域全体での農業・農村活性化の取組が活性化】

柏崎市高柳町地域(旧高柳町)内では、旧町内の全集落で集落協定が締結されているが、交付金の多寡により、地域全体での取組が損われることを防ぎ、旧町全体で農業を振興・継続できる仕組みを構築するため、全11協定が参加した「集落間協定」を締結し、各集落協定から交付金の30%を拠出し、地域全体の活動の共有資金として活用している。

集落間協定への拠出金は、協定代表者等で構成する推進協議会で合意の上、集落を越えた継続的な営農体制の確立や、グリーン・ツーリズムの推進など全集落に関係する取組等に活用されており、農村全体で農地の管理、農業の振興が進められている。

#### 【協定締結をきっかけに、集落一体となった取組が活発化】

集落協定締結により、営農や都市農村交流に関して、集落全体で取り組むと意識が醸成された。例えば、ライスセンターを中心として、生産組織活動の充実・拡大を検討しており、その中で若手の兼業農家が「愛農会」と称して、保全管理となっていた棚田30aで米の作付を共同で行った。また、老人クラブでは、景観づくり・草刈りの軽減を目指し、畦畔にシバザクラを定植するなど、集落一体となった様々な活性化に取り組んでいる。

この他にも、「門出かやぶきの里」を拠点として、都市交流や地域文化の継承など、集落の個性を生かした活動を行っている。

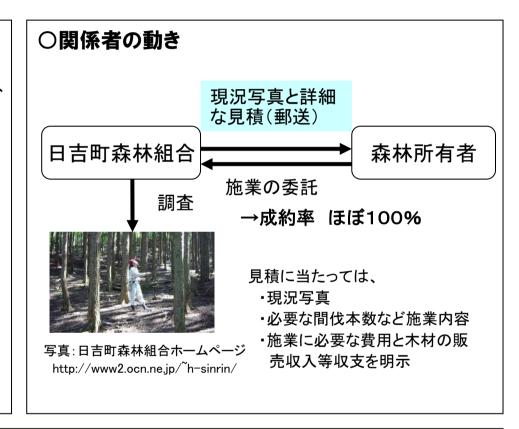
## ○ポイント

・集落間協定の締結により地域で取り組む農業振興・地域振興に必要な資金を確保し、交付対象面積の少ない(交付金の少ない)集落も含め、 地域全体で取組を行っている。

## ■事業者から所有者へ働きかけ間伐を推進 (京都府南丹市)

## ○活動概要·変遷(成果)

- •日吉町森林組合では、間伐を進めるに当たり、現地を事前に調査し、 現地の写真と必要な手入れの内容、経費や収入など詳細な見積を 示した、日吉町森林施業プランを所有者に提示しながら事業の契約 を行っている
- ・複数の所有者のとりまとめや効率的な事業の実施等により所有者 に負担をかけないなどの経営努力を積み重ねることにより、ほぼ 100%の組合員が、森林施業プランを元に間伐の委託等を行って おり、年間約250haの間伐を実施
- 販売先についても、販売先別に現場で細かな仕分けを行い搬送
- 他の森林組合などでも所有者に対する働きかけは行われているが、 その多くは電話などによるものであり、日吉町森林組合のように現 況を把握し、詳細な見積を行うケースは希である
- こうした、一見手間のかかる手法をとっているのは、所有森林に対する関心が低く、現況もわからない所有者が多いという経営環境の変化を踏まえ、具体的に示すことが必要との考えによる

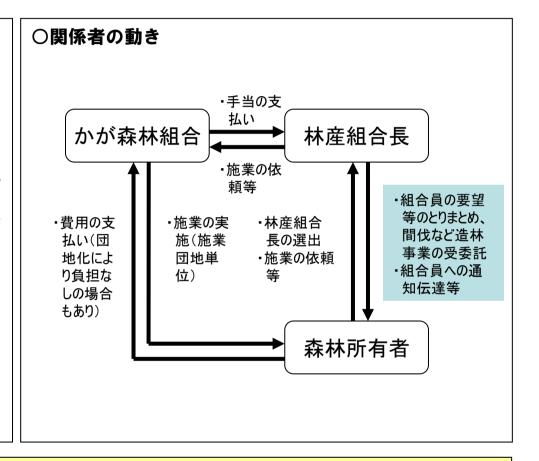


- ・事前に現況を把握し、詳細な見積もりを提示することにより、森林所有者の関心を引き出すことに成功。
- ・同時に、事業の採算性を向上させるため、複数所有者のとりまとめを行い、路網整備や高性能林業機械の導入など効率的な事業を実施

## ■地区組織を活用し所有者へ働きかけ間伐を推進 【石川県小松市ほか】

### 〇概要

- ・かが森林組合では、組合と組合員である森林所有者との間のパイプ 役として、林産組合長を設置。林産組合長が組合事業の普及活動や 組合への要望の取りまとめ等を行っており、林産組合長を中心として 守り育まれてきた地域コミュニティが、組合の事業実施を支えている。
- ・具体的には、林産組合長が複数の森林所有者に働きかけることにより、造林、間伐などの事業対象面積を大きくし、効率的に事業を実施。 現在力を入れている間伐の場合、集団間伐として10ha程度のまと まった面積を一体的に整備し、木材の販売収入と補助金により、組合 員に実質的な費用負担をかけずに事業実施。
- ・また、山づくりに当たっては、百年木運動として長伐期の森林施業を 展開。
- ・組合では、昭和50年からこうした地区組織を活用した事業を行っており、平成12年に合併した後には、合併により新たに加わった地区において同様の組織づくりを行っており、組合の管内5万haの森林面積に対し、100人を超える林産組合長が配置されている。林産組合長の多くはリタイヤ後であって、また、責任感が強く地域で信頼を得ている人である。



- ・集落を単位とした組合員の組織化に成功。また、林産組合長制度を活用して得られた情報・ニーズをもとに、造林及び間伐等の作業単位面積を 大きくすることで、森林管理の効率化及び低コスト化を追求
- ・組合は、林産組合長とともに集落座談会を開催するなどにより、組合と地域の信頼関係を築きつづけており、適切な管理に向け、所有者と組合のコミュニケーションが図られている。
- ・百年木運動など、組合から山づくりの方針が組合員に示され、事業が行われている。

## ■再開発により発生した都市空間をNPOが維持・管理 【千葉県鎌ヶ谷市】

### ○概要

平成9年5月、「東武鎌ヶ谷駅東口土地区画整理事業(市施行、昭和63年~)」にて整備された3300㎡の駅前広場と駅前広場を囲む4街区の駅前について、換地を受けた地権者と鎌ヶ谷市とが、まちづくり懇談会「KAOの会」を開催し、駅前空間の整備方針について共通認識を持ち、駅舎や商業・住宅施設等について整備方針図・整備計画を策定。

同懇談会の検討をベースとした整備計画に沿い事業は実施。平成12 年 NPO法人「KAOの会」となり、広くまちづくりに関与する組織となった。

歩道清掃や植栽管理等の駅前の施設管理業務を一体的に市から受託しているが、同事業で完成した駅前のマンション住民も「景観維持費」として同会の管理活動の他、イベントの実施予算等を負担している点が特長である。

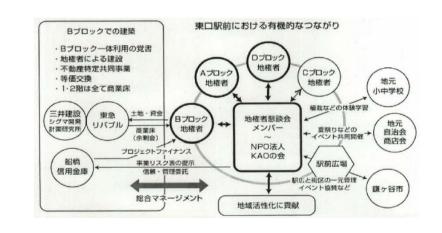
なお、同会は、管理活動のほか、 他ブロックの区画整理事業の企 画調整・指南役を務める。 また駅前を中心とした祭事を実 施するなど多様な活動を展開し、 地域住民の意識醸成にも貢献 している。



### ○関係者の動き~多様な関係主体の育成

駅周辺の一体的な管理・運営を担う「KAOの会」は、平成12年に設立されたNPO法人であり、同区画整理事業の地権者により構成される。同会が、他ブロックの区画整理事業においても、他の地権者の企画運営等の担当や、活動の指南役を務めている。

また活動費を、市が管理運営の委託費として支払うのみならず、同地区のマンション居住者が「景観負担費」として月数百円の費用負担を行っており、この仕組みが関係者の意識啓発に貢献している。



- ・関係者間の意識醸成(設計段階からの懇談会(H9~)・まちづくり懇談会など、再開発だけでなく、再開発後の管理についても検討してきたことを背景に、まちづくりを具体的に行うNPO設立と、組織を発展させてきた
- ・駅前の管理を行政任せにせず、地域住民が参加するNPOが管理。また、歩道整備など一般的な管理だけでなく、イベントを開催するなど、まちの賑わいを創出
- •NPOは市から、管理の委託費を受け取るだけでなく、同地区のマンション居住者から費用負担を得ることにより独自財源を確保

## ■住民参加による遊休地の遊び場活用 (愛知県大口町)

## ○概要

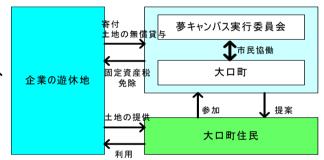
- ・愛知県大口町では、地元企業から創立50周年を機に、寄付金とともに、工場用地として購入した遊休地(約8,000㎡) について5年間無償で貸与するという申し出を受け、住民が主体となって活用する取組を推進。
- ・この取組は、土地をキャンバスに見立て、住民の夢を描くことから、「夢キャンバス2001」と名付けられ、町内外の有志による「夢キャンバス実行委員会」と町が中心となって企画を検討。6回のワークショップを経て、活動の柱を「広場」「雑木林」「畑」とし、以後、主に第2、4日曜日の午後に、ドングリの植樹、トマト等の畑づくり、魚のつかみどり体験、流しそうめん大会、バーベキューなど、住民自らが立案した企画を実施。
- ・イベントの企画立案に際し、ワークショップ形式で地域住民主導型で すすめ、市はサポートに回ったことにより、地域住民の主体性が醸成
- ・費用面においても、活動に際し、企業からの寄付を受けたことが町政の圧迫を免れ、実行委員会の活動資金は、企業からの寄付1000万円のほか、「大口町NPO活動促進条例」に基づく活動助成を受けた。この結果、市は総事業費900万円のうち、700万程度の負担にとどまった。
- ・2005年1月に町と企業間の使用賃借契約は終了したが、企業が本格 使用するまでの間、NPOと企業間で単年の使用貸借契約と管理請 負契約を結ぶことにより活動が継続。

## ○関係者の動き

企業から無償貸与された土地の活用方針の検討は、町長の意向で、町と住民とが協働で検討をすすめた。

この結果、町民には活動主体としての意識が芽生え、また、官民連携や協働の意識が醸成された。

企業は、土地の無償 貸与により、賃借期間 中の固定資産税は免 除された。活動資金は、 CSRの一環として提供 された。







- ・遊休地の活用方法の検討に当たり、地域住民(有志)を主体として進めた結果、同地域に官民連携や協働意識が醸成
- ・企業による土地の無償貸与と活動資金の寄付による、事業の継続
- 無償貸与期間中の固定資産税の免除

## ■ワーキングホリデーによる数日間の農村暮らし体験 [長野県飯田市]

### ○概要

- ・長野県飯田市では、就農希望の電話を毎日のように受けていたことを契機に、1998年から農業・農村に関心がある人や農業に取り組んでみたいと考えている人と、農繁期の人手(特に果樹栽培)を必要としている農家を結びつける「ワーキングホリデー飯田」を実施
- ・参加者は農作業の手伝いを無償(ボランティア)で行う代わりに、農家 は食事と宿泊を提供。日々の暮らしではなかなか経験できない農作 業や農村の暮らしを体験することができる
- ・春と秋にホームページ等による募集があり、当初32名の参加であったものが、昨年度は42戸の農家が受け入れ、323名が参加するなど大きなイベントに成長
- ・参加資格を、誠意を持って農家の手助けをしてくれる人として、お客 様扱いはできないことを募集時に断っているため、受入側の希望する 人材の確保に成功
- ・市では、ホームページやメールマガジンの発行などにより、受け入れ 農家の紹介を行うなど、継続的に情報を発信
- ・本事業の実施により、年間数組の新規就農・定住者がみられており、 飯田市の認知度を高め、農業を知ってもらうきっかけとして有効に機 能

## ○関係者の動き~双方にメリットが感じられる仕組み

#### ■参加者側

2005年度のワーキングホリデー参加者数は323名で、属性別にみると20~30代の女性が多い。参加者は毎年増加傾向となっており、平均滞在日数は4~5日となっている。また、農家に毎年リピーターとして定着する参加者も増えており、年間数十人規模にのぼっていると推定される。(ただし、こうしたリピーターは統計上の実数には含まれていない。)さらに、これまでに夫婦5組、家族1組、単身4名がワーキングホリデーを契機として飯田市への新規定住を果たしている。

#### ■農家側

受入農家は、農作業の繁忙期の人手確保ができるというメリットだけでなく、都会に居住している第三者の率直な意見を聞く機会となり、参加者が農業に対する理解を深め、農業・農村の価値を認めてくれることで、農業従事者の自信の回復にもつながっているということである。

#### ■行政

飯田市農業課が事務局を担当し、参加者と受入農家の仲介役となって、両者のマッチング・コーディネートを行っている。また、ホームページ、メール等を活用し全国の飯田ファンに情報を発信

### 〇ポイント

- ・就農以前に、まず農村の暮らしを体験することができるため、就農を希望する者にとってミスマッチが少ない。また、本格的な農業に取り組んで みたいと考えている参加者は、様々なアドバイスや支援機関の紹介を受けることができるなど、新規就農の入口も用意されている
- ・42戸の農家が外部からの人材を受け入れるなど、農家側の受け入れ体制が一定規模整備
- ・援農制度としての位置付けを明確に示すことで、参加者側にも心構えを持ってもらい、受入農家にとって必要な人材の確保に成功。一方で、参加者には、3泊4日の食事と宿泊が提供されるなど参加者の負担感を低減
- ・ワーキングホリデーを開催していない期間も、農作業を紹介するなど、継続的に情報発信。こうした、取組により飯田市そのもののファンが育つ。 これは、単に農業だけでなく、観光などにも良い影響を与えることが可能

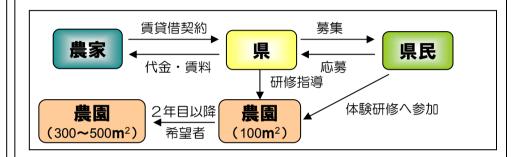
## ■中高年層による農地の活用 【神奈川県】

### 〇概要

神奈川県では、耕作放棄地が増加する中、中高年の農に対する二一ズとこうした者に農業経験が有ることに着目。

- ・このため、中高年の参加者に的を絞った、「中高年ホームファーマー 事業」を実施し、「耕作者を失った農地」と「農家以外に耕作能力のある主体」を結びつける取組を行っている。
- ・事業では、1年目には、県が実施する基礎的な農業研修を受講しながら100m<sup>2</sup>程度の区画を耕作、2年目以降は県が認めた耕作継続希望者が300~500m<sup>2</sup>程度の区画で本格的に耕作を行う。
- ・県東部では人口が多く遊休農地が少ないが、県西部では人口が少なく遊休農地が多いため、藤沢市などでは定員を上回る希望者が応募するなど、県民の関心は高いが、南足柄市など都市部から離れた地域では参加者が限定的である。
- ・本事業による耕作面積は計約15haとなっているほか、この事業が近隣農家の就農継続意欲を刺激し、耕作の継続につながったという例もみられる。
- ・2006年5月末時点で、計496名が本事業に参加しており、50代以上が 95%を占める。
- ・一区画あたりの耕作面積が広く、勤めのある人が土日に農作業に従 事するという関わり方では維持管理できないため、時間に余裕のある 者が中心となっている。

### ○関係者の動き~中高年を中心とした担い手の育成



- ・県は、本事業を県民のレクリエーション目的ではなく、農地保全対策 として実施していることから、荒れた農地の復元にかかる費用は参加 費用に含めず、県単独で負担している。
- ・研修講師は、県が農業改良普及員のOB、農協のOB、地域の生産組合の組合長などに依頼している。また、地元の農業者には、農園の巡回指導や参加者ごとの個別相談を依頼している。こうした研修指導者の人件費は、研修受講料として参加費用に含まれている。

- ・農地保全対策と、中高年の農に対する関心を結びつけた
- ・参加者のレベルアップのため、基礎知識・技術に関する講義、実技研修、個別指導等、参加者の能力向上を目的とした充実した研修制度研修 体制や近隣農家の協力体制を整備
- ・活動の場となる農地も、1年目から2年目にかけて段階的に拡大。2年目以降の耕作については、希望者のみ継続してもらうため、耕作意欲と栽培能力を有する人に従事してもらうことが可能となっている

## ■人材派遣会社による就農支援【秋田県ほか】

### 〇概要

P社では、近年、株式会社の参入や大規模農家の支援など、活性化のための新しい動きがみられる農業分野において、新しい発想と知識を持った意欲ある人材が参入できるインフラを創るため、2003年から「農業インターンプロジェクト」を実施している。

農業未経験者であっても、実地研修を通じて必要な知識や経験を積み、自分自身の適性を判断できるようにするため、インターンプロジェクトでは半年間の研修プログラムを組んでいる。主な研修内容は、受け入れ農家での作業や、農業経営実習(一定の農地について自ら作目と生産・販売方法の企画を行った上で、生産から販売までの経営体験を行うもの)などである。また、研修期間中は毎月約10万円の研修奨励金が支給される。

これまで参加者の約1割にあたる10~15名が農業法人や新規就農、農業関係の仕事に就職した。しかし、就農を希望していても、雇用条件の不一致や、新規就農の農地が確保できないといった問題であきらめている人も少なくなく、こうした課題を解決することが求められている。



### ○関係者の動き~官民連携による新規就農者の育成

#### ■参加者

初年度の参加人数は企業経験者・中高年人材約60名、次年度以降は、 農業や農業関連ビジネスでの企業に興味があり、将来農業分野で活 躍したいと考える若年層・中高年層約10名である。参加者には農業経 験の有る人もいれば全くない人もおり、様々となっている。毎年募集定 員を大きく上回る応募があることからニーズは十分あると考えられる。

#### ■農家・農業法人

県によって受入農家・農業法人に謝礼が支払われる場合と、農家に労働力が入るという側面もあることから受入側も負担をする場合がある。

### ■行政(都道府県)

行政は、研修にかかる経費負担や研修期間中の滞在場所として村営 住宅や公民館の提供、各県の就農支援センター等からの研修講師の 派遣など、様々な協力を行っている。

これまで、秋田県、青森県、和歌山県、大分県が受入を行っているが、他の都道府県や市町村でも受入希望を表明する団体が増えている。

- ・前向きかつ現実的な受け入れ農家の確保
- ・インターン者に対し研修奨励金が給されるため、農業未経験者でも参加しやすい
- ・官(都道府県)は研修中の滞在場所の提供や研修講師の派遣などを行い、民は人材募集と、それぞれ得意分野を活かして事業が成立
- ・研修を通じて技術の習得・向上および自身の適正の見極めができるため、農業に興味を持つ幅広い人材を募集することが可能
- ・農作業だけではなく農業経営の研修を設け、自ら栽培作物の企画、販売を行うことで、将来の就農に向けた具体的なビジョンを描く機会を創出

## ■学校農園による農地の活用 【神奈川県津久井郡】

## 〇概要

神奈川県津久井郡では、養蚕、酪農経営が大きく後退し、農家が大幅に減少する中で、遊休農地の有効活用と子供たちへの農業体験による将来の担い手確保のため、津久井農協の組合長の提案で1982年から津久井郡内の小中学校16校で学校農園を開設している。

各校では、学校農園を総合学習や社会科、生活科といった授業の一環として、ジャガイモやサツマイモ、ミニトマト、キュウリ、大豆など様々な作物の栽培に取り組んでいる。収穫した農作物は調理したり、各家庭に持ち帰ったりするほか、学校によっては全校集会(ドリームボックス)の際に来訪者に販売し、児童会活動資金の一部としている場合もある。

こうした農園作業を通じて、 小中学生が野菜を育てる 苦労を知り、自分で育てた 野菜だけでなく給食や家で の食事を大事にする気持ち が芽生えるなど、食育につ ながっている。



農林水産省ウェブサイトより

### ○関係者の動き~JAによる全面的な運営支援

#### ■農園の開設

学校農園の開設にあたっては、津久井郡内4町を区域とするJA津久井郡および各町の教育委員会の協力で「津久井郡学校農園経営協議会」を設立し、取り組みが開始された。

#### JA

JAは農家と学校農園農地管理契約を結び、学校農園の農地を格安 (1,000円/a)でリース。このほか種苗、肥料・資材の供給、教員や児童・生徒への技術指導、耕耘作業への協力など、学校農園の支援を全面的にバックアップしている。通常、学校の農作業体験を行う際、農地の確保や教員の技術・指導能力の不足が課題となるが、この事例ではJAや地元農業者の協力により解消されている。

また、JAのウェブサイト上でいくつかの学校農園のレポートを掲載しており、活動を周知するためのPRを行っている。

#### ■地元農業者・住民

苗の植え付け方や世話の仕方については、地元の農業者が指導者として協力をしたり、農園によっては、近所の人が自主的に農園の周りの除草や草刈りをしており、地域の人々の手によって活動が支えられている。

- ・JAや地元農業者の協力・支援によって、農地確保や指導者等の問題を解消し、学校農園が運営されている。
- ・各学校では、児童が思い思いの作物を栽培する農地を設けたり、収穫した作物の調理方法を考えたりするなど、児童の自主性を重んじることで 積極的に学校農園に関わるような工夫を行っている。
- ・学校農園での栽培作業や収穫した作物の調理・販売などを通じ、小中学生が農業や食に興味を持つという教育効果が発揮されている。

## ■企業による森づくり 【和歌山県】

### ○活動概要・変遷(成果)

#### 【目的】

企業や労働組合などの団体に県下の森林を貸与し、植林活動などの環境 保全活動や団体構成員のレクリエーションの場として利活用してもらうこと を通じて、森林整備の推進や山村地域の活性化を目的とするものである。 企業にとっては、社会貢献の一環としてイメージアップにつながることが主 な利点である。一方、県や地元にとっては、企業等による森林の利活用あ るいは企業から管理を委託された森林組合の作業によって、森林が適正 に管理されるという利点がある。これを通じて、地元の雇用創出や都市部 の人との交流が生まれるなど、地域活性化の効果も期待できる。

#### 【事業の仕組み】

企業等の団体が県に申し入れると、県が関係市町村や森林組合を通じて、土地所有者等との交渉を開始し、「企業の森」として適当な森林を選定。

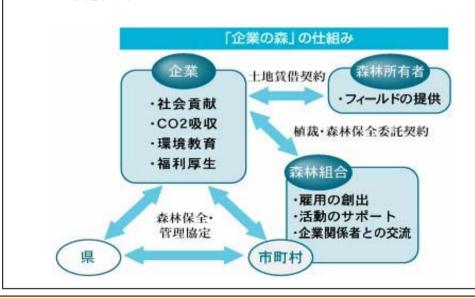
- ①森林保全·管理協定:申し入れ団体、市町村、県との三者で森林保全活動の方向性を申し合わせる。
- ②土地無償貸付契約:森林所有者と申し入れ団体との間で締結。所有者は無償で森林貸与、企業は森林整備の費用負担。
- ③植栽・森林保全委託契約:申し入れ団体と森林組合の間で締結。
- ※平成17年3月末の契約実績:19団体、総面積約112.0ha

## ○関係主体の特長

### ~確立された企業への県・森林組合の支援体制

#### 【県の役割】

契約そのものは所有者と申し入れ団体との間で取り交わされるが、県は候補地の紹介や地元自治体等への仲介依頼などの、契約成立に至るまでのサポート役を担う。



- ·森林所有者は、森林を無償で貸与する代わりに、企業等は森林整備に要する費用(1haあたり10年間約500万円程度)を負担。
- ·森林管理を利用者のみで実施することが困難であることから、定常的な管理については森林組合に委託。企業等は保全活動を補完する役割を 担う。
- ・事業普及に当たって、県知事自らが日本経団連や関西経済連合会において事業PRのための講演を行うなど、機会があるごとに参画を呼びかけた。また、県の相談窓口が企業の個別訪問等を行い、事業のPRを行った。
- ・椎茸栽培、炭焼き体験、植林等体験がレクリエーションの一つとなっていること、世界遺産となったことも追い風となった。

## ■市民税納税額の1%を市民活動団体支援に活用 (千葉県市川市)

### ○概要

- ・千葉県市川市では、納税に対する意欲を高め、市民活動団体の活動を支援・ 促進・活性化することを目的に、平成17年度から、個人市民税の1%を市民活動団体の活動への支援に充てることができる「納税者が選ぶ市民活動団体支援制度」を導入
- ・この制度は、市へ申請し、審査会の審査を経て決定した支援対象団体の中から、個人市民税納税者が自ら支援したい1団体を選び、届出することで、その納税額の1%相当分を市から団体に補助金として交付する仕組みで、平成18年度には総額約1,200万円を支援
- ・平成18年度の支援対象団体は98、活動分野は「健康・福祉」、「こどもの健全育成」等が多いが、中には「環境の保全」、「まちづくりの推進」など、土地・空間管理の分野でも活動する団体もある。
- ・支援対象団体の活動は、補助金という公的資金の支援を受けるという特徴から、原則市内で実施する、事業の対象が団体の構成員のみを対象とせず、市 民の利益につながる等、一定の要件が条例で規定されている。
- ・制度の効果としては、市民活動団体への財政的支援、新たな活動の掘り起こしといった直接的な効果の他に、当制度への参加を通じて、市民活動団体の活動がこれまで以上に市民に知られ、市民の理解促進や活動主体の意識が変化し、活性化につながっている。

### ○関係者の動き

#### ■納税者

本制度は、個人市民税納税者が支援したい団体を選んで、 届出することに始まる。初年度の平成17年度は納税者の約 2.5%に当たる約5600人が支援を届け出たが、平成18年度は 約6300人と、制度が徐々にではあるが浸透。

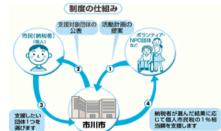
#### ■市民活動団体

この制度に応募し事業提案をした団体数は、平成17年度83団体から平成18年度98団体に増加。

#### ■行政

本制度は、行政から市民活動団体への補助金であるが、従

来のものとは違い、市民の届出により金額が決定するシステムであり、「自ら住むまちは自らつくる」という市民主体のまちづくりの意識を醸成するための仕組みを行政が構築。



市川市ウェブサイトより

## 〇ポイント

- 納税者が税金の使途を一部ではあるが指定できる。
- ・市民活動の資金の確保や事業の継続性確保、活動のPR
- ・制度上、市民からの届出により補助金額が決まることにより、市民が自らの意志で、直接、活動を支援していると意識できるよう工夫
- ・団体への支援金額上限を活動経費の1/2とすることで、活動主体の自主性を担保し、支援金のみに依存しない継続的な取組を促進

## ■未利用地を身近な広場として活用 【東京都世田谷区ほか】

## 〇概要

- ・東京都世田谷区は、古くから民有地等のオープンスペースを活用した公園整備が盛んであった。1950年代から、神社等を公園や児童公園として利用し、1967年以降は、民有地を「子供の遊び場」として借り上げている。
- ・1995年に、子供の遊び場となる公園用地の不足等に対処するため、 未利用地を活用した公園整備を行うための「世田谷区立身近な広場 条例」を施行。なお、同区で「公園」に準じる施設である「身近な広場」 の大半は子どもの遊び場や小広場がほとんどであるが、中には、近 代的な建築物や庭園を保全していくための広場もある。
- ・管理運営については、「公園管理協定」制度に基づき、地域住民に管理運営を委託している。世田谷区では、昭和50年代より公園管理協定による区民の委託管理が進んでおり、地域住民が管理運営等に積極的なだけでなく、公園の事業計画についても企画段階から策定する例も少なくない。
- ・2006 年3月現在、197 カ所の未利用地が身近な広場として活用されており、このうち43カ所が個人所有である(その他は国や区の道路うち、水道局の浄水場の上などを借りて開設)。
- ・なお、地権者は、固定資産税と都市計画税が免除になる。

## ○関係者の動き~地権者・行政・区民三方のメリット



地権者にとって、「身近な広場」として市と使用賃借契約が結ばれることにより、土地管理が軽減されることに加え、固定資産税と都市計画税が免除になるメリットがある。

他方、市にとっても、用地買収に伴うオープンスペースの確保には財源上の限度があるため、賃借契約で利用することで費用が軽減されるメリットがある。

広場の管理運営は協定に基づき、区の331カ所の公園・身近な広場のうち、150カ所で区民(NPO団体等含む)が管理委託を行っている。

- ・オープンスペースの不足に悩む区と、未利用地を持つ所有者のニーズとシーズが合致した上、区にとっては用地買収コストが削減され、所有者 には土地管理が軽減されるという双方のメリットがもたらされる仕組みといえる。
- ・さらに、管理運営面に区民やNPOが関わる官民協働の体制が古くより整ってきていることから実現された例といえる。このように、官民協働が非常に進んでおり、受け皿としての区民が充実している点が特徴である。
- ・世田谷のトラスト運動は全国的にみても積極的で、区内の緑地に関する意識が高く、NPO等による管理運営にも、(財)せたがやトラストまちづくりなどによる活動資金の支援体制が充実している。

## ■消費者が出資する農業生産法人による農地の活用(神奈川県相模原市)

### 〇概要

- ・平成12年に発足した「有限会社青空農園」は、消費者が構成員として 参加する農業生産法人である。構成員23名のうち、農業者が6名、消 費者が17名である。これらの消費者は法人から農産物購入の契約を 交わすほか、自主的に農作業にも参加し、年間60日以上農業に従事 する人もいる。また、出資者以外にも農作業に参加する人は多く、会 員制度を設け、入会金2万円、年会費1万円として運用している。
- ・平成元年に消費者と農家が共に農作業を行う活動を開始した。現在、畑4ha、水田3.2haを耕作している。これらの農地はすべて借地で、利用権を設定して利用している。当初は個人で農地を借り受けていたが限界もあり、また消費者が農業を行う際に、農業経験のない個人に農地を貸すことは農家側の抵抗が強い。このため、農地借用の受け皿として農業生産法人を設立することで農地貸借の円滑化を図り、同時に農業の生産体制も確立した。
- ・生産した農産物は構成員や会員が労働時間に応じて支給される他、 直売所(一部、スーパー)に出荷している。また、農産物の販売だけで は黒字化は難しく、青空農園では市民農園を運営している。1区画50 ㎡の市民農園を貸し出し、1区画3万円/年の利用料である。行政に よる市民農園と異なり、常時農家のノウハウを提供してもらえること や、利用期限がない点が魅力となっている。

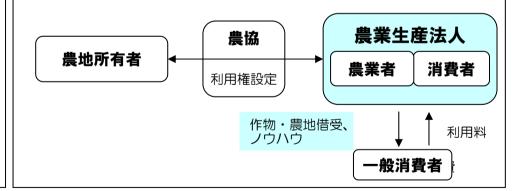
### ○関係者の動き~消費者の農業経営への参加

#### ■農業生産法人

- ・担い手の高齢化などにより、農業継続が困難となった農地を所有者 から借り受け(利用権設定)、農業を行う。
- ・法人にとってこの取組は、人手を確保し、農作業や直売を通じて消費者の反応を直接見ることが出来る点がメリット

#### ■農作業に参加する消費者(出資者・会員)

・消費者は農作物を購入するだけでなく、市民農園や農業生産法人の会員として参加し、農作業に自ら従事し、農業の担い手としての役割を果たす。さらに、農業生産法人の出資者として、経営に参画することも可能。参加者のほとんどが同市内居住。年齢は30代中頃~70代中頃と幅広く、幼少の頃農作業を体験している者が多い。



- ・週数日の作業で、農業者など複数の人と楽しみながら、広い農地を耕作できることが、農作業に参加する消費者にとって、市民農園には無い魅力となっている。
- ・市民農園を経営し、農作物だけでなく、農家の「作物をつくるノウハウ」を売ることで黒字化に成功している。

## ■オーナー制度による農地管理 (全国各地)

## ○概要

- ・棚田オーナー制度は、都市住民等の参加により地域の農地を保全し ていく什組み。
- ・地域の非農家や地域外住民にオーナーになってもらい、棚田で一定 区画の水田を割り当て、それに対して会費を徴収、田植え、稲刈り等 の農作業と、収穫物をオーナーに手渡す手法を取っているものが多い。
- ・オーナーが行う農作業は、田植え、稲刈りの体験程度の地区から、 年10回以上、一連の農作業を行う地区まである。
- ・現在東北から九州 までさまざまなタイプの棚田オーナー制度が設け られ、多くの市民が参加している。
- ・「全国棚田オーナー制度」情報HPに登録されている棚田オーナー制 度は77地区(現在中止含む)。

### <具体的取組事例>

■大山千枚田オーナー制度(千葉県鴨川市)

鴨川市が、農村景観の保全と都市に住む人たちに農業に対する理解 を深めてもらうことを目的に、平成12年より開設。利用者(オーナー)自 ら米づくりに携わることが条件となっている。NPO法人大山千枚田保 存会が鴨川市から農地の管理運営の委託を受け、技術指導や作業支 援などを行うほか、イベント開催などの交流機会の場を提供している。 当初39名でスタートしたオーナー制度は、現在136名に増えている。

## ○関係者の動き (鴨川市大山千枚田オーナー制度の例)

#### ■鴨川市

- ・農地を農地所有者から借り受け、利用者 に貸し出し。
- 利用者の資格審査・利用料の徴収等



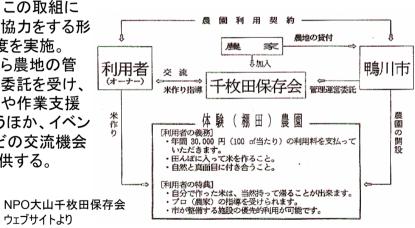
▲農林水産省ウェブサイトより

#### ■NPO法人千枚田保存会

大山地区で耕作放棄地が増えたことをきっかけに、地域の財産であ る千枚田を保全し、地域に活気を取り戻すため、1997年に大山千枚田 保存会を発足した。棚田の所有者も含む、地元有志の発意によるNP Oである。この取組に

鴨川市が協力をする形 で、当制度を実施。 鴨川市から農地の管 理運営の委託を受け、 技術指導や作業支援 などを行うほか、イベン ト開催などの交流機会 の場を提供する。

ウェブサイトより



## 〇ポイント

- ・都市住民や非農家であるオーナーが農地の管理に容易に参加できる。(オーナーに農地の貸借や利用権設定はしない事例がほとんど)
- ・オーナーからの会費により、日頃の管理を行う地域の農家も一定の収入が得られる。
- ・オーナーと地域住民の交流により、オーナーの定住や地域コミュニティの活性化が期待される。
- オーナーが遠方にいる場合は宿泊等の受入体制の整備が必要。

## ■地産地消により地元農産物の消費を拡大 〔全国各地〕

#### ○概要

近年、食の安全・安心へのニーズの高まりを背景に、地元産の米や野菜などの農産物を地域内で消費する「地産地消」の取組が全国各地で行われている。流通のルートは直売所での販売、学校給食への供給、観光・飲食施設への供給、医療施設への供給などのケースがみられる。

#### <具体的取組事例>

■学校給食への地元食材利用(長野県真田町)

真田町では平成11年度から、地産地消の一環として、町内全小・中学校(小学校4校、中学校2校)で、 生産者の顔が見える町内産米を使用した学校給食の提供を行っている。当初米飯給食は週1回であったが、 14年度からは毎日町内産米を使った完全米飯給食を導入している。米はJA信州うえだで週1回精米され、 各校に供給される。このほか、レタスやブルーベリーなどが提供されている。



■道の駅への出荷を通じた地産地消の推進(奈良県大淀町)

大淀町では、道の駅の周辺集落の農家が連携して出荷組合をつくり、田を畑に転換して野菜を生産し、出荷している。組合員は約110人ほどで、道の駅は当初計画を遙かに上回る売上げとなっている。当地区では耕作放棄地はほとんどみられない。

■地域食材を用いた郷土料理の提供(埼玉県秩父地域)

秩父旅館業協同組合婦人部では、平成15年から地元で生産されている加工品「あんぽ柿」を5軒の旅館でお茶受けや売店の商品として利用している。また、個別旅館では直売所購入や農家との直接取引により地元農産物を利用しており、地場の食材を積極的に使った料理を概ね年間を通して提供している施設には、県から「秩父とれたて味な宿」という看板が貸与され、郷土料理でもてなす宿としての目印となっている。



- ・直売所への出荷は多品目少量生産が適することから小規模な農家でも可能であり、小規模農地の活用につながる。
- ・地域住民は消費を通じた農地管理への参加となる。食育を推進することで、消費者の理解を深め、活動主体の裾野を広げることが有効である。
- ・学校や医療施設、旅館組合などへの出荷により、一定量の安定した販路が確保でき、一方、直売所はその日の生産量に応じた出荷が可能となるなど、農家にとって多様な販路を確保でき、農業振興に寄与している。
- ・地域内で生産し消費することが、新たな市場を地域内に創造することとなり、さらに新たなビジネスの創造にもつながる可能性がある。

## ■地域材や間伐材製品の利用 【全国各地】

## 〇概要

- ・全国でフランチャイズを展開しているH店は、間伐材の利用促進をPRするために全国森林組合連合会が推進してい る「間伐材マーク」の使用認定を取り、平成16年10月から同マークの入った間伐名刺の取扱いを開始
- ・K社では、間伐材を利用した机やいす などオフィス家具の開発に着手。開発 に当たっては、幅広い普及を目指す観 点から、机の天板には間伐材、袖部や 脚部にはスチール材など柔軟な組合 せを採用。また、県産材を活用した受 付カウンターや待合いテーブルを制作 するなど、地域循環型の取組もサポー トしている
- •E社では、間伐材を使ったトレーを製造。 トレー活用の一環として、地元高知市 出身のデザイナーに依頼し、バッグを 共同で開発。その独特のスタイルが、 海外でも評判となり、国内でも高い評 価を受けている。また、同社では、間 伐材製品の売上高の1%を地元の森 林保全等のための基金に拠出。





## ○関係者の動き

### ■全国森林組合連合会(森林所有者団体)

間伐や間伐材利用の重要性等をPRし、間伐材を 用いた製品を表示する間伐材マークの適切な使 用を通じて、間伐推進の普及啓発及び間伐材の 利用促進と消費者の製品選択に資するため、間 伐材マークを企画



#### ロゴマーク基本デザイン



京都議定書で定められた温 室効果ガスの削減目 標の達成に向けて国産材の利用量の拡大を目指し、 国産材利用の意義を早急に浸透させるため、木づ かい運動を展開。

- 業界団体や国は、全国的な運動を行うことにより、間伐や木材利用の必要性を問題提起
- ・こうした主旨に賛同した企業が、自らの事業において関われる範囲において協力
- ・地域材や間伐材の利用を促進するに当たり、意匠性を高めることが重要

## ■森林環境税により間伐等を推進 (高知県)

#### ○概要

#### 【目的】

森林のもつ水源涵養、水質の改善、土砂災害の防止などの公益的機能をその県民が享受していることに基づいて、県がそれらの機能の低下を防ぐため「県民参加による森林保全」の機運を高めるとともに、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林の混交林化を進め、森林の環境面の機能を保全することを目的として、2003年4月より創設・導入された。

#### 【税の仕組み】

- ・現行の個人及び法人県民税の均等割額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式を採用。
- 納税義務者は、県内に住所や事業所などを有する個人や法人。
- ・超過課税額としては、個人、法人ともに年額500円。税額は、所得の多い・少ないに関わらず等しい負担によって、等しく森林環境保全に参加するものであり、広く・薄くの基本的理念に沿ったものである。

#### 【徴税方式】

・個人県民税については、市町村が市町村民税と合わせて課税・徴収。

#### 【課税期間】

- •課税期間は平成15年度から原則5年間。
- 期間を経るなかで制度のあり方について総合的な見直しを図る。

#### 【森林環境保全基金】

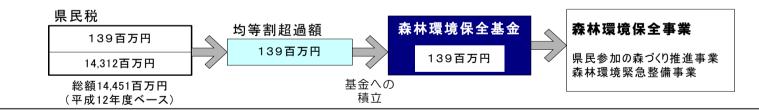
- 税収及び使途を明確にするために森林環境保全基金を設置。
- ・均等割超過課税の税収相当額全て基金に積み立てたうえで、森林環境 保全事業に充当する。

#### 【森林環境保全事業】

- ・県民参加の森づくり事業(森林所有者及び県民への意識啓発)
- ・森林環境緊急整備事業(緊急性の高い森林を県が強度間伐、混交林化。

#### 【森林環境税運営委員会】

・県民の自主的な参画を促すために県民による運営委員会を設置。事業案の検討、執行の監視、制度改善への意見具申などを行う。

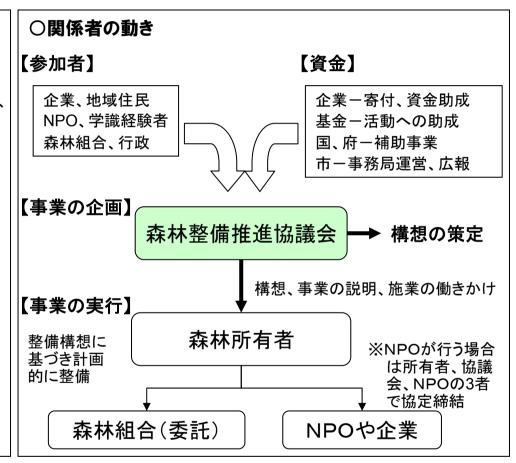


- ・「すべての県民(世帯主)に薄く広く負担を求める」ために、税金への上乗せによる税収を採用。(水道課税方式(法定外目的税)との比較によって、県民が幅広く公平に負担することを重視し、超過課税方式を採用。
- ・森林環境保全という目的から、「すべての県民(世帯主)に薄く広く負担を求める徴税方式」を採用した。
- ・税制度導入にあたり、県民の意見を反映させるため一般県民を含む委員会を設置し、検討過程の透明性を確保するなど、税負担の当事者となる県民の参加を重視した。

## ■地域住民、企業、行政の協働による森林の整備 【京都府長岡京市】

### ○活動概要

- ・京都府長岡京市では、地域住民や森林所有者、NPO、学識経験者、企業、行政の参画により、平成17年6月に森林整備推進協議会を設立し、H18年1月に西山(約800ha)の森林整備構想を策定。協議会設立当初から広報などを活用し、市民に積極的にPR。なお、西山はほとんどが民有林
- ・構想策定と平行し、ボランティア育成講座を行うとともに、H17年11 月には市民や企業から120名の参加による森林整備(間伐、枝打ち)ボランティア活動を実施するなど当初から積極的に活動
- ・構想に基づき、今年度は約50haの森林整備や林道整備を行うこととしており、事業に必要な資金は、企業からの寄付、市独自の水資源対策基金からの助成、国や府からの補助事業、市の助成により確保
- ・事業実施に当たっては、地元説明会の開催により、森林整備構想を説明し、所有者の同意を取り付け事業を実施。事業実行は市や森林組合(委託含む)が行うが、場合によっては、ボランティアや企業が行うこともある。この場合、所有者とボランティア等との間に協議会が入ることで信頼感を醸成
- ・活動の発端は、地元の西山の森林荒廃に対する懸念があったところに、全国的に森づくりを支援していこうとする企業の支援が加わったことによる
- ・推進協議会の立ち上げに当たっては、府が全面的に協力



- ・単に企業によるボランティア活動の場を提供するのではなく、地域の森林整備を面的にカバーする発想で構想を協働策定。ボランティアによる河川敷の清掃など住民の地域活動が元々盛んであったことも活動が広がった背景に
- ・企業からの寄付により、初年度から事業が動いたこと。ボランティア養成講座やイベントを平行して行うことにより、所有者の関心が高まる
- ・行政だけでなく、推進協議会が主体となって森林所有者へ働きかけを行うことにより施業実施の同意を得ている。